

規範の論理的規定

中山 康雄（大阪大学大学院人間科学研究科）

本発表では、義務論理とは異なる規範の論理的表現を提案した。この提案の根本にあるのは、規範はある特定の集団や特定の個人に受け入れられることにより成立するという考えである。だから、規範は、個人や集団により相対化されねばならない。また、規範が行為への通路を持つのは、個人においてである。それ故、本発表では、個人の規範を根本的なものとする。個人の規範を表現するために、本発表では、「合理的行為者の規範モデル」を提案した。また、特定の集団における規範的言明の承認を分析し、集団的に承認された規範と個人的規範の関係を論じた。

第1節「規範と義務論理」では、義務論理の不十分性を具体的に指摘した。第2節「合理的行為者の規範モデル」では、まず、素朴心理学の厳密な表現を目指して、合理的行為者の古典的モデルが形式的に記述された。そして、このモデルに自己規範という概念を加えて、合理的行為者の規範モデルが定義された。第3節「規範モデルを用いた推論」では、合理的行為者の規範モデルを、欲求に関する推論の例や自己規範に関する推論の例に適用し、その有効性を示した。第4節「自己規範と集団的規範」では、複数の集団における規範間関係やそれらと自己規範の関係について、考察した。

このように、本発表では、「合理的行為者の規範モデル」を提案し、自己規範を合理的行為者の志向的状态の描写に組み込む方法を示した。そして、このモデルの提案により、欲求や意図や行為能力自己査定や自己規範に関する推論が可能になることを明らかにした。また、集団GにおけるG-規範と自己規範の関係が単純な依存関係ではないことも指摘した。同様の準独立性は、部分-全体関係にある複数の集団間における規範にも見られるものである。このように、本発表は、規範について考察するための新しい論理的基盤を提供し、この枠組みの有効性と哲学的含意を明らかにすることを試みたものである。